

(機密性2)

東北地方社会保険医療協議会議事規則の一部改正について（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">東北地方社会保険医療協議会議事規則</p> <p>(採決)</p> <p>第5条 会長が採決しようとするときは、その議案及び採決する旨を宣しなければならない。</p> <p>2 採決の結果は、会長が宣ししなければならない。</p> <p>3 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員及び臨時委員の要求があるときは、少数意見を答申又は建議に付記するものとする。</p> <p>4 委員及び臨時委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議案について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議案の議決に加わることができる。</p> <p>第10条 協議会は、<u>部会長が部会の委員である場合においては、部会の議決をもって協議会の議決とする。ただし、部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u>と議決した場合は、この限りではない。</p> <p>2 協議会は、<u>部会長が部会の臨時委員である場合においては、会長の承認に基づき、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。ただし、部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u>と議決した場合は、この限りではない。</p>	<p style="text-align: center;">東北地方社会保険医療協議会議事規則</p> <p>(裁決)</p> <p>第5条 会長が裁決しようとするときは、その議題及び裁決する旨を宣しなければならない。</p> <p>2 裁決の結果は、会長が宣ししなければならない。</p> <p>3 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員及び臨時委員の要求があるときは、少数意見を答申又は建議に付記するものとする。</p> <p>4 委員及び臨時委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。</p> <p>第10条 協議会は、<u>部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。ただし、審議事項について反対意見があった場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 協議会は、<u>部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより協議会の議決とする。ただし、審議事項について反対意見があった場合は、この限りではない。</u></p>